

Title	The English parliament in the middle ages, edited by R. G. Davies, and J. H. Denton
Sub Title	
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1983
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.52, No.3/4 (1983. 1) ,p.119(459)- 120(460)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19830100-0119">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19830100-0119</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 議院と時代

### The English Parliament in the Middle Ages.

edited by R.G.Davies, and J.H.Denton.  
(Manchester, 1981)

## 森田 誠一 著

Miller(Cambridge, 1970)の解説によると、イハゲルハニ議院は  
議院の権限が、13世紀初頭から、14世紀初頭まで、以下の段階で  
1つの特徴トーマス教皇の御訓文で整理し、最後に、17世紀の  
議院を行なった御訓文をまとめた。次に、その内訳を記す。  
(同じく、教皇の御訓文を記す)

#### 1. The Prehistory of Parliament

J.C. Holt Emmanuel College, Cambridge

#### 2. The Formation of Parliament, 1272-1377

G.L. Harriss Magdalen College, Oxford

#### 3. Parliament and the Constituencies, 1272-1377

J.R. Maddicott Exeter College, Oxford

#### 4. The Clergy and Parliament in the Thirteenth and Fourteenth Centuries

J.H. Denton University of Manchester

#### 5. Parliament, c. 1377-1422

A.L. Brown University of Glasgow

#### 6. Parliament, 1422-1509

A.R. Myers late of the University of Liverpool

#### 7. A Seventeenth-century Perspective

D.H. Pennington Balliol College, Oxford

この御訓文の構成は、議院の歴史をキーワードで、以下  
が、逐段の構成を記す。'Perspectives in English Parlia-  
mentary History' (Bulletin of the John Rylands Li-  
brary, XLVI, pp. 448-75. 及び Historical Studies of the  
English Parliament, 11, 1399-1603. ed. E. B. Fryde and E.

たことのない聖職者と議会との関係のアップ・マー・テーマの入門としての意味が大きくなると思われる。

別か他の論文と違うのは、J. C. Holt, *The Prehistory of Parliament* と、最後の D. H. Pennington, *A Seventeenth-Century Perspective* である。前者は、廿二つに召集令状の分析を通して、十三世紀の議会（即ち、これが Holt 教授の Pre-history 期の Parliament となる）の本質の解明に挑めた、何成り野心的な、オーバナルな見解を表明した論文であり、後者は、十七世紀の議会についての Pennington 傑士の自由のペースペクティヴを展開したのである。筆者の闇心から見て最も興味を惹かれるのは Holt 教授の論文であるので、この内容の一端を紹介して置きたい。

Holt 教授がこの論文で追求されたのはイギリス中世議会の初期的な形態の、憲法史上的本質論である。教授は、論文の冒頭に於いて、中世議会の本質論の論争に直接寄与しようとするものではない、その目的を極めて控えに限定されてくるけれども、所論そのものは、史前期の議会の本質論であり、しかも、数少ない史料を全ての先入主を排して「あるがままの姿」で見直すことによって、従来の見解に拘われない独自の結論に到達されたと言つてよいと思つ。この時期の議会の基本的史料の第一のものは、召集令状である。この令状の内容を全くそのままに理解して、その結果召集された「代表」の姿を心に描くことから始める。先ず考えられる一つの問題は、各州の代表が召集日に果して議会に出席し得たか否かの点である。Holt 教授は、これが大体不可能

であつたらしくこれを確認され、いつしたないとから出発して、同時に議会の下院が、一つの「身分」をなすものでもなく、またその主な機能が「同意」を取るのではなくて、まだその意志伝達という機能が中心であり、従つて、全員が一時に一同で会する必要がなかつたとし、ここに参考した人々が代表したものば、「身分」ではなく、「地域」であつたというのが、その結論である。論を進めるに当つて、史料に対して恣意的な解釈を加えることを出来るだけ避け、厳にその文意をそのままに解してゆく、所論が混乱しないのは、十三世紀に対する深い理解に支えられた、一つのペースペクティヴの上に統合されてゐるからであらう。史料処理の上の参考として、教える所が多いように思われる。

T.J. Quinn;

*Athens and Samos, Lesbos and Chios;*  
478-404B. C., Pp. VI + 105.

Manchester U.P, Manchester 1981. £ 14.50.

眞 十 英 信

Publications of the Faculty of Arts of the University of Manchester の十七から廿二年版された本書の題名は、テロバ同盟の支配権を掌握したアテナイの霸權の擁護